

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

廃消火器リサイクルシステム（団体申請）の運用開始について（情報提供）

標記について、社団法人日本消火器工業会 (<http://www.jfema.or.jp/>) から、別添のとおり報告がありましたのでお知らせします。また、従前のリサイクル体制におけるデータについては、「老朽化消火器の連絡・相談窓口について（情報提供）」（平成 2 1 年 1 0 月 8 日付け事務連絡）により情報提供していたところであり、新たな回収窓口の情報等については、同工業会から報告があり次第改めてお知らせする予定ですが、当面、別添報告の内容を踏まえ、同工業会のホームページにおいて確認等をお願いします。

貴職におかれましては、環境担当部局、消費者担当部局等と情報の共有化等を図り、各地域における廃消火器の適切な廃棄処理、老朽化消火器による事故防止の推進を図られますようお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

総務省消防庁予防課 担当：渡辺、加藤 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

第 80 号
平成22年1月14日

総務省消防庁予防課
課長 濱田省司様

社団法人 日本消火器工業会
会長 近藤 勝



廃消火器リサイクルシステム（団体申請）の運用開始について

拝 啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当工業会の運営にご指導とご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理法の特例である広域認定制度を従来メーカー毎に取得しておりましたが、このたび、消火器工業会として団体申請し、環境省の認可を取得（平成21年12月28日）し、平成22年1月から新システムの運用を開始いたしました（別添参照）。これは廃消火器の安全で効率的な回収とリサイクルを推進する事を目的としております。

また、当工業会では、回収窓口のリスト*を作成し、ホームページ（<http://www.jfema.or.jp/>）に掲載して、随時更新していくこととしております。
（*特定窓口（各種広報媒体への掲載可のところ）及び指定引取場所を集計）

貴職におかれましては、関係各位への周知を図られますとともに、平成21年10月7日付けでお知らせいたしました連絡・相談窓口についてデータの更新を図られますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各特定窓口に対し、各種広報媒体への掲載希望の確認を現在行っているところであり、その結果をまとめた全体リストを1月末目途にご報告する予定であることを申し添えます。

敬 具

記

広域認定番号	一般廃棄物	平成21年 第 3 号
〃	産業廃棄物	第 1 7 9 号

～消火器の安全な回収～

廃消火器回収システムの新制度が2010年1月1日よりスタート 消火器リサイクルシールを導入

社団法人日本消火器工業会（以下、消火器工業会、東京都台東区浅草橋 3-25-7 会長：近藤 勝）は、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するため、廃棄物処理法の特例である広域認定制度を消火器工業会として団体申請し、環境省の認可を取得致しました。これに伴い、2010年1月1日より「消火器リサイクルシール」の貼付と消火器回収の新システム運用を開始致しました。

これにより、どのメーカーが製造した消火器でも回収できるようになりました。

【消火器リサイクルシール制度導入の背景】

●廃消火器の回収状況

消火器については、処理困難として、自治体による回収はあまり行われておりません。このため、廃棄物処理法の広域認定を各メーカーごとに取得し、販売業者等を通じて処理を行っていました。

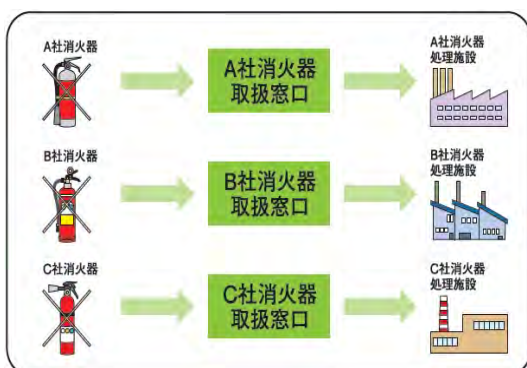
●老朽化した消火器による事故の発生

2009年9月15日、大阪市東成区で老朽化した消火器が破裂し、小学校4年の男子児童の頭部を直撃するという事故が発生いたしました。また、その直後の16日には福岡県行橋市でも同様に老朽化した消火器による破裂事故が起こるなど、消火器の老朽化に伴う事故が近年発生しています。

●回収窓口を拡大し、効率的な回収システムを導入

これらの状況を踏まえ、消火器工業会は、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するため新制度を導入することとなりました。新制度では消火器メーカーで構成される消火器工業会が団体として「広域認定」を取得することによって、どこの消火器メーカーが販売した消火器でも回収できることとなります。さらに全国の消火器販売業者も広域認定制度の枠組みに取り入れることで回収窓口が広がり、効率的な回収システムが構築されることになりました。

《現行方式》



《新方式》



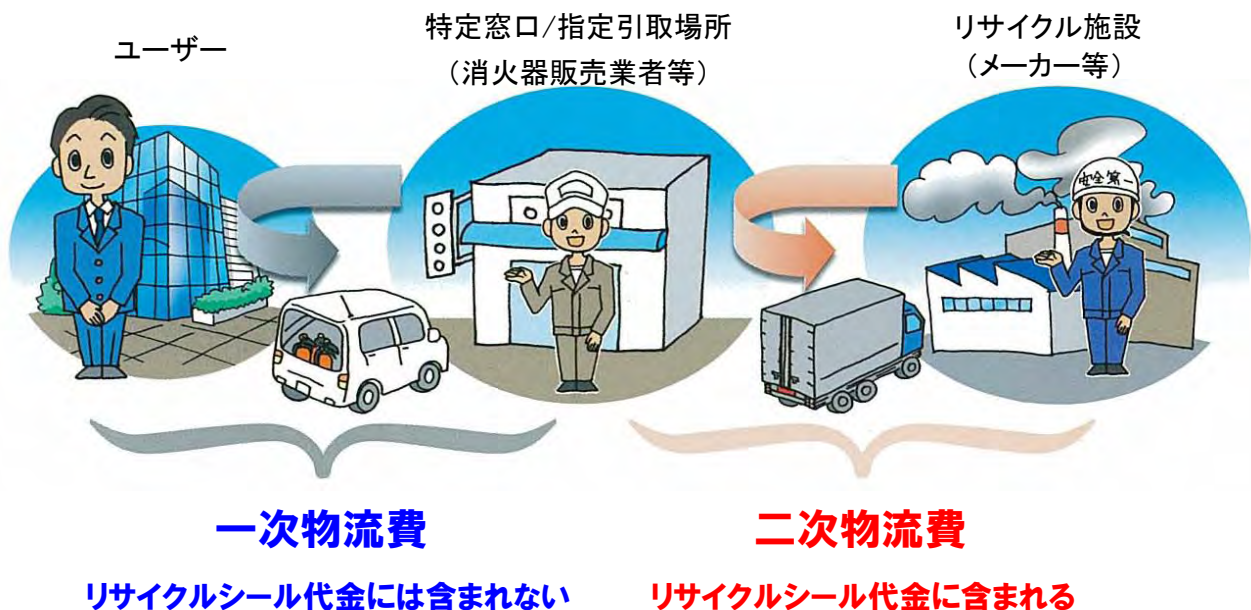
●新システム開始後、2010年に製造されている消火器には、社会への認知を上げるため工業会及びメーカーが費用を負担したリサイクルシール(社会実験用)を貼付し、消火器リサイクルへの告知活動を行ってまいります。

また、2011年に製造される消火器には新たなリサイクルシール(新製品用)を貼付したものが販売され、リサイクルシールが貼付された消火器を引き取る際には、別途、二次物流費や処理費用を徴収することなく引き取ります。なお、既に市場に出回っている消火器を廃棄する際には、リサイクルシール(既販品用)を特定窓口からユーザーが購入し、貼付していただくこととなります。

消火器リサイクルシール



リサイクルシールに含まれる収集運搬費用の考え方



リサイクルシステム利用方法

↓ 一次物流(ユーザーからの引取り) ↓ ↑ 二次物流(特定窓口・指定引取場所からの引取り)



消火器工業会が取得する広域認定範囲

販売代理店が担う特定窓口



ユーザーから廃消火器を引取り
(一次物流及び/あるいは一時保管)、
指定引取場所または、リサイクル施設に引渡す

指定引取場所



自治体、公的機関並びに製造メーカー等の廃消火器を引取り、
リサイクル施設に引渡す

メーカー営業所、廃棄物処理業者等、
全国に約200施設を消火器工業会が設置



消火器工業会委託運搬業者



リサイクル施設

消火器工業会が委託する運搬業者(二次物流)から
廃消火器を引取り、解体、選別等を実施する



金属部品



→ リサイクル(売却)

ゴム、樹脂



→ 廃棄物として処分

粉末消火薬剤



→ 再生

●廃消火器リサイクルシステムの効果

- 消火器工業会が契約を結んだ収集運搬・保管・処理施設のため、各工程での信頼性が高い。
- バーコードでの一括管理により、書類が簡素化された。
- 製品出荷時に廃棄費用を徴収する前払い証票方式により、確実なリサイクルが可能である。
- 全国の特設窓口・指定引取場所の機能的な活用が可能である。

リサイクルシールの製作、販売、管理については、リサイクルシステムの運営会社となる株式会社消火器リサイクル推進センター（東京都台東区浅草橋 3-25-7 代表取締役：近藤 勝）を設立し、消火器メーカーや全国の消火器販売業者等を通じリサイクルシールを販売します。

今後、消防、行政機関、各種メディアを通じて回収システムの周知に努め、老朽化消火器による事故の防止、廃棄物の削減、不法投棄の防止を推進し、循環型社会に対応してまいります。

本件に関するお問い合わせについて

【取材に関するお問い合わせ】

(社)日本消火器工業会 広報事務局 担当：村上、井上
TEL:03-6228-4106 FAX:03-6228-4106

【新制度・リサイクルシール運用に関するお問い合わせ】

(社)日本消火器工業会 担当：宮崎・守田
TEL:03-3866-6258 FAX:03-3864-5265
<http://www.jfema.or.jp>
または
(株)消火器リサイクル推進センター 担当：香川、種山
TEL 03-5829-6773 FAX 03-5829-6774
<http://www.ferpc.jp/>